

令和6年度

第2回第二農地部会定例会議事録

令和6年5月28日（火）

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和6年度 第2回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和6年5月28日(火) 午後2時55分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

| | | |
|--------|--------|--------|
| 11番 笠原 | 3番 竹原 | 5番 橋本 |
| 7番 滝沢 | 8番 小山 | 12番 長瀬 |
| 17番 高波 | 18番 田鹿 | 19番 中嶋 |
| 21番 大島 | | |

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

| | | | |
|-----------|----|----|--|
| (安塚区) 松苗 | 和栗 | | |
| (浦川原区) 井部 | 藤村 | | |
| (大島区) 高橋 | 小山 | | |
| (牧区) 中川 | 米川 | 秋山 | |
| (柿崎区) 平野 | 佐藤 | 小林 | |
| (大潟区) 細谷 | | | |
| (頸城区) 伊巻 | 上原 | | |
| (吉川区) 常山 | 石野 | | |

2 欠席委員

- (1) 農業委員… 1番 長井 10番 五十嵐
(2) 農地利用最適化推進委員… (三和区) 高橋 福原

3 職務のため出席

(1) 事務局員

| | | |
|---------|----|----|
| 安塚区駐在室 | 主任 | 岩崎 |
| 浦川原区駐在室 | 主任 | 春谷 |
| 大島区駐在室 | 主任 | 朝倉 |
| 牧区駐在室 | 主任 | 樋口 |
| 柿崎区駐在室 | 室長 | 石澤 |
| | 主任 | 上田 |
| 大潟区駐在室 | 班長 | 吉田 |
| 頸城区駐在室 | 主任 | 閨間 |
| 吉川区駐在室 | 班長 | 高橋 |
| 三和区駐在室 | 班長 | 橋立 |

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

8 番 小山 17 番 高波

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案なし

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

| | |
|-------------|---|
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【1. 開会】 午後2時55分 それでは、これより令和6年度第2回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>本日は、出席委員10名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員17名、欠席推進委員2名です。</p> |
| 議 長 | <p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 8番 小山委員、17番 高波委員を指名いたします。</p> |
| 議 長 | <p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 12番 長瀬委員の発声をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)</p> |
| 議 長 | <p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p> |
| 議 長 | <p>≪<u>浦川原区駐在室の議案</u>≫ 最初に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p> |
| 議 長 | <p><<u>報告第1号 農地法第3条許可申請について</u>> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 浦川原区 駐在室 | <p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁、番号2502番、2503番の2件です。</p> <p>番号2502番につきましては、譲受人が規模拡大のため、現在耕作している農地に隣接する農地を取得するため、所有権移転するものです。</p> <p>番号2503番につきましては、譲渡人が財産整理のため、住宅と併せて住宅に隣接する農地を譲受人に所有権移転するものです。所有権移転後は譲受人が家庭菜園を営む予定です。</p> <p>いずれの譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | 確認された委員の説明を求めます。 |
| 〇〇委員 | 事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。 |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> |
| | (「ありません」の声あり) |
| 議 長 | 本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 |
| | (賛成の委員は挙手) |
| 議 長 | 賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。 |
| 議 長 | <p><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 浦川原区 駐在室 | <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。番号2503番の1件、新規設定、契約期間10年です。譲渡人の労力不足により、地域の担い手に貸付けるものです。</p> <p>本件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> |
| 議 長 | <p>≪大島区駐在室の議案≫</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> |
| 議 長 | <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 大島区 駐在室 | <p>大島区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は、1頁をご覧ください。</p> <p>番号2902番は、渡し人の要望による合意解約であり、返還後の利用計画は他者に貸付です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。</p> <p>番号2903番は、隣接する送電設備の撤去に伴う工事用地として一時転用するため、双方合意のうえ解約するものです。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> |
| 議 長 | <p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 大島区 駐在室 | <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定11件をご説明いたします。</p> <p>2頁、番号2947番から4頁、2957番をご覧ください。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>番号 2947 番から 2954 番及び 2956 番の 9 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>番号 2955 番と 2957 番の 2 件は、いずれも渡し人の労力不足により、新規に地域の担い手に貸し付けるものです。</p> <p>これら 11 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> |
| <p>議 長</p> | <p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>牧 区 駐在室</p> | <p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3310 番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付予定です。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>議 長</p> | <p><u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>牧 区 駐在室</p> | <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定3件を説明いたします。</p> <p>2頁、番号3361番から、番号3363番をご覧ください。</p> <p>2頁、番号3361番から、番号3363番は、契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>牧 区 駐在室</p> | <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。3頁、番号3306番をご覧ください。</p> <p>番号3306番は、これまで相対契約により貸借権を設定していましたが、期間満了に伴い、農地中間管理機構を介した契約で貸借権を設定するものです。</p> <p>なお、契約期間は耕作者の意向により設定した期間となっています。</p> <p>具体的な対象農地は、4頁の対象農用地等リストのとおりです。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> |
| 議 長 | <p>≪<u>議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について</u>≫</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 柿崎区 駐在室 | <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁、番号3702番、3703番をご覧ください。</p> <p>番号3702番は、柿崎区坂田新田地内の農地を「一般個人住宅」に転用するものです。</p> <p>2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内で両親と同居していますが、独立して新居を構えるため、申請農地を取得し、一般個人住宅に転用するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模な農地であるため、農地区分は第2種農地に該当するものと判断しました。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟、建築面積99.37㎡で建蔽率は、23.22%です。</p> <p>工期は、令和6年6月1日から令和6年11月30日までです。</p> <p>転用にあたり、生活排水は合併浄化槽により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。</p> <p>次に番号3703番は、柿崎区上下浜地内の農地を「一般個人住宅」に転用するものです。</p> <p>4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、借家に家族5人で居住していますが、現在の住宅では手狭になったため、申請農地を取得し、一般個人住宅に転用するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模な農地であるため、農地区分は第2種農地に該当するものと判断しました。</p> <p>土地利用計画は、住宅及びカーポートで建築面積79.26㎡、建蔽率は25.08%です。</p> <p>工期は令和6年7月8日から令和6年11月9日までです。</p> <p>転用にあたり、生活排水は合併浄化槽により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。以上です。</p> |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| | <p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> |
| 議 長 | <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 柿崎区 駐在室 | <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定9件のうち、新規案件のみ説明いたします。</p> <p>6頁、番号3838番から 8頁、番号3846番をご覧ください。</p> <p>番号3845番、3846番は、これまで受人の父親と賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間満了を機に後継者である息子と貸借権を設定するものです。</p> <p>これら9件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> |
| | <p><u><議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></u></p> |
| 議 長 | <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>柿崎区 駐在室</p> | <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。</p> <p>9頁、番号3702番をご覧ください。</p> <p>耕作者の労力不足等に伴い、法人へ貸し付けるものです。</p> <p>具体的な対象農用地等リストは、10頁から12頁のとおりです。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>≪大潟区駐在室の議案≫</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> |
| <p>議 長</p> | <p><u><報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>大潟区 駐在室</p> | <p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。</p> <p>1頁、番号4604番をご覧ください。</p> <p>大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」に個人用住宅を建築するため、転用するものです。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> |
| <p>議 長</p> | <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> |

| | |
|------------|---|
| 議 長 | <p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 大湊区 駐在室 | <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号4602をご覧ください。</p> <p>家庭菜園として利用するため、譲受人へ売買による所有権移転をするものです。</p> <p>なお、譲受人の状況は、別添「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>確認された委員の説明を求めます。</p> |
| 〇〇委員 | <p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p><u><議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について></u></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 大湊区 駐在室 | <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁、4601番をご覧ください。大湊区内雁子地内の農地を農機具等の格納庫として利用するものです。4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は隣接地にあったパイプハウスを冬期間の一時的な農業機械の格納場所として利活用してきましたが、令和3年の大雪によりパイプハウスが倒壊。今後の経営規模拡大も考慮し、申請場所に恒常的な機械格納施設を建設しましたが、その際に用途変更は行ったものの転用等の手続きを失念。今回、改めて手続きの整理を行うものです。以上です。</p> |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| | <p><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> |
| 議 長 | <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 大潟区 駐在室 | <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 6 件を説明します。</p> <p>6 頁、番号 4696、4697、4698 番、7 頁 4699、4700、4701 番は、契約期間満了に伴う再設定で契約期間は 10 年です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> |
| | <p><議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></p> |
| 議 長 | <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|------------|--|
| 大潟区 駐在室 | 議案第4号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。8頁、番号4606番をご覧ください。 |
| | これは、いままで相対契約であったものを、農地中間管理機構を通じた契約とするものです。以上です。 |
| 議 長 | ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 |
| | （「ありません」の声あり） |
| 議 長 | 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 |
| | （賛成の委員は挙手） |
| 議 長 | 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 |
| 議 長 | <p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> |
| 議 長 | <p><<u>報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について</u>></p> |
| 議 長 | 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。 |
| 頸城区 駐在室 | <p>頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>1頁、番号5302番から番号5304番までの3件を受理しました。</p> <p>2頁に位置図を添付しましたので、ご覧ください。以上です。</p> |
| 議 長 | ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 |
| | （「ありません」の声あり） |
| 議 長 | 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 |
| 議 長 | <p><<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>頸城区 駐在室</p> | <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 3頁、番号5303番をご覧ください。 譲渡人の労力不足のため、売買により所有権移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>確認された委員の説明を求めます。</p> |
| <p>橋本委員</p> | <p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u> 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>頸城区 駐在室</p> | <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定7件を説明いたします。4頁、番号5460番から5頁、番号5466番をご覧ください。 すべて期間満了に伴う再設定です。 なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> |

| | |
|--------|--|
| | (賛成の委員は挙手) |
| 議 長 | 賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 |
| 議 長 | <p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> |
| 議 長 | 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。 |
| 吉川区駐在室 | <p>吉川区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定10件について、説明いたします。</p> <p>議案書は1頁、番号6369番から3頁、番号6378番をご覧ください。いずれも期間満了に伴う再設定です。</p> <p>これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。 |
| 〇〇委員 | 〇〇に係る案件は全て借賃が0円となっていますが、何か理由がありますか。 |
| 吉川区駐在室 | 特に理由を伺っていませんが、提出いただいた農用地利用集積計画において設定されていたものです。 |
| 〇〇委員 | 圃場条件がとても悪く、地盤沈下が発生しており保全管理をされていたこともあり、この条件となったものとお聞きしています。 |
| 〇〇委員 | 了解した。 |
| 議 長 | 他にありませんか。 |
| | (「ありません」の声あり) |
| 議 長 | 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 |

| | |
|------------|--|
| | <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> |
| 議 長 | <p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></u> 議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 吉川区 駐在室 | <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」説明いたします。</p> <p>4頁、番号6208番及び番号6209番をご覧ください。</p> <p>いずれも、これまで相対契約であったものを、農地中間管理機構を通じた契約とするものです。</p> <p>具体的な対象農地は、5頁の対象農用地リストのとおりです。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p><u><三和区駐在室の議案></u> 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> |
| 議 長 | <p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>三和区 駐在室</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁、番号8604番及び番号8605番をご覧ください。</p> <p>両案件ともに、家庭菜園として利用する譲受人に申請農地を売買により所有権移転するものです。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定7件を審議しますが、2頁、番号8652番及び番号8653番の2件は、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>三和区 駐在室</p> | <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定7件のうち、〇〇委員関連の番号8652番及び番号8653番の2件を説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。</p> <p>両案件は、契約期間満了による再設定です。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質問等がないようなので、〇〇委員関連の番号8652番及び番号8653番の2件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p>(〇〇委員 復席)</p> <p>続きまして、〇〇委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 三和区 駐在室 | <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定7件のうち、〇〇委員関連の番号8652番及び番号8653番の2件を除く5件を説明いたします。議案書は2頁及び3頁をご覧ください。</p> <p>3頁、番号8657番を除き、全て契約期間満了に伴う再設定です。番号8657番は労力不足に伴い、新たに賃貸借権を設定するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> |
| 議 長 | <p><議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 三和区 駐在室 | <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定5件をご説明いたします。</p> <p>議案書は4頁をご覧ください。</p> <p>いずれの案件も円滑化団体を通じた賃貸借契約や中間管理機構を通じた賃貸借契約などの契約期間満了に伴い、中間管理機構を通じて受人へ貸し付けるものです。</p> <p>具体的な対象農用地等リストは、6頁のとおりです。以上です。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p> |
| 笠原部会長 | <p>【7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p> |
| 笠原部会長 | <p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>笠原部会長、ありがとうございました。</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p> <p>(田鹿職務代理あいさつ)</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和6年度第2回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p> |
| | <p style="text-align: right;">午後3時35分終了</p> <p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p> |

上越市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____